

件 名	愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
主 管 課	財政課
根拠法令等	
【改正の概要】 1 改正理由 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和 6 年 6 月 7 日法律第 46 号）による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）の改正に伴う条ずれの対応等のため、諸般の改正を行う。 2 改正内容 ○引用条文の条ずれ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第 2 条第 8 項 → 第 2 条第 9 項 ・第 2 条第 9 項 → 第 2 条第 10 項 ○条文の改正 ・条例第 2 条第 4 項の「。以下「情報公開条例」という。」を削る。 ・条例第 12 条第 5 項の「及び第 30 条」を削る。 ・条例第 18 条第 2 項第 1 号アの「給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。 ・条例第 19 条の「議会の保有する」を削る。 ・条例第 49 条の「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。	
施 行 日	令和 7 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	